

中部運輸局自動車交通部

令和2年3月4日 14時00分発表

お問い合わせ先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 岡田、金森、中西

TEL 052-952-8038

中部運輸局 岐阜運輸支局

輸送・監査担当 伊藤、片岡、澁谷

TEL 058-279-3714

乗合バス事業者を文書警告処分

中部運輸局は、下記事業者に対し文書警告処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：岐阜乗合自動車株式会社（代表取締役 黒川 公男）

住所：岐阜県岐阜市九重町4丁目20

営業所：美濃営業所（岐阜県美濃市大字生櫛字上ボタ下1486番地10号）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和2年3月4日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

終点停留所において、寝過ごした小学生を乗車させたまま回送運行を開始し、回送途中で小学生に気づいたが、営業所に連絡することなく運転者の判断で降車させた行為について、輸送の安全及び旅客の利便確保の観点から指導監督状況を確認する必要があったため。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ① 従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が効率的かつ適切に行われていなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	0点
当該事業者の累積違反点数	4点